|  |  |
| --- | --- |
| 　１. 開会日時閉会日時２. 場　　所３. 農業委員４. 最適化推進委員５. 議事録署名人６. 付議事件７．協議事項８．その他事務局長会長事務局会長全委員会長会長事務局会長委員会長委員会長推進委員会長全委員会長全委員会長会長事務局会長全委員会長全委員会長事務局農林水産係長会長会長全委員会長会長事務局会長 | 令和３年１１月　農業委員会総会令和３年１１月２５日(木) 　　　９時００分令和３年１１月２５日(木) 　　１０時００分川棚町中央公民館　１階　講習室１番 　 ２番　　 ３番　 ４番　 　 ５番　 ６番　 ８番 　　９番　　 10番　  12番　　 13番　　（欠席 ７番　 11番　 ）（遅刻 　なし　　　　　　 ）（早退 なし　　　　　　　）　 　14番　　15番　　17番18番　　19番　２番　　４番　  　第１７号　農用地利用集積計画の決定について第１８号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」　　　　　の策定に係る意見書の提出について第１９号　農地法第５条の規定による許可申請について・令和３年度川棚町の農地等利用最適化推進施策にかかる　意見書の提出について・行事報告について・農業新聞について令和３年１１月　農業委員会総会　令和３年１１月２５日（木）　　９時００分　川棚町農業委員会　　中央公民館　1階　講習室「ただいまから、令和３年度１１月の農業委員会を開催します。」「本日は ○○委員、○○委員が欠席です。委員１３名中１１名の出席ですので、総会は成立している事をご報告します。また本日は農地利用最適化推進員の方にも参加していただいています。」「それでは、開会に当たりまして、会長からご挨拶をお願いします。」 （挨拶） 「それでは報告事項の報告及び次回総会等の開催日の提案を事務局からお願いします。」「それでは報告事項１番、１１月の行事及び１２月の予定についてご報告いたします。（各報告）」　「現地調査を１２月２０日調査員に ○○委員　○○委員　○○委員にお願いします。　総会を１２月２４日開催でご提案いたします。」「ただいま、事務局から次回の現地調査及び総会開催予定日の提案がありましたがいかがでしょうか。」「異議なし」「それでは次回の現地調査の日程を１２月２０日、総会開催日を１２月２４日に予定としたいと思います。」「次回の調査委員は○○委員、○○委員、○○委員としますのでよろしくお願いします。」　「これより本日の会議を開きます。なお、議事に入ります前に議事録署名人を指名いたします。議事録署名人を○○委員、○○委員にお願いいたします。」「それでは、これより審議に入ります。まず、当日配布の議案は前後しますが議案第１９号　農地法第５条の許可申請について審議を行います。事務局から説明をお願いします。」同日配付資料をお開き下さい。（議案朗読及び説明）「当該農地は、農業振興地域外であり。農用地ではなく、半径３００メートル以内に公共的施設、鉄道の駅が存在する。市街化の傾向が著しい区域内の農地であり、第３種農地に該当すると判断されます。」「以上事務局から説明がありましたが、現地調査を行った調査委員の○○委員から説明をお願いします。」「１３番○○○です。１２月２２日に○○委員、○○委員、事務局２名と地元委員の○○さんと○○さんと私の計７名の立会いの下、代理人の○○さんの説明を受けながら調査をいたしました。場所は、川棚駅の裏の○○○○の道向かいで、○○○○の駐車場の奥になります。写真の１４ページを見て頂くとわかりますが、全体が保全管理の状態でした。所有者の○○さんもこれから農地として活用する計画も無く、今回○○さんから宅地として購入したいと相談があったそうです。被害防除計画においても周囲には排水路もあり下水道も設置可能な場所でした。３０㎝ほどの盛土と言う事ですが、１４ページの写真の道なりの高さまでに合わせるという事で、雨水、排水もきちんとされるという事です。　○○さんは、畑としての計画も無く、畑としての利用はほとんどないとの事です。周囲の環境も住宅地ですので今回転用許可としては望ましいと思われます。」「続いて、地元委員より説明をお願いします。」「３番、○○です。私もこの現場を調査いたしましたが、○○委員が説明された通りですのでなんら問題はないと考えます。」「続いて、地元推進委員から意見をお願いします。」「１４番、○○です。先程のお二人が説明されたとおりで、特に被害があるような事もありませんし、盛り土が３０㎝ということで、特に問題はないと思います。」「これより質疑を行います。質疑等ございませんか。」質疑なし「質疑など無いようですので、議案第１９号５条の許可申請については許可相当として進達することにご異議ございませんか。」「異議なし」「異議なしと認めます。よって議案第１９号　農地法第５条番の許可申請については許可することに決定します。」「それでは、続いて議案第１７号　農用地利用集積計画の決定について審議行います。事務局から議案の説明をお願いします。」「総会開催の配布資料の３ページをご覧下さい。」議案説明「以上の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。」「ただいま事務局から説明がありました、議案第１７号　農用地利用集積計画の決定について、質疑を受けたいと思います。質疑等ございませんか。」質疑なし「質疑など無いようですので、採決に移ります。議案第１７号、農用地利用集積計画の決定について許可することにご異議ございませんか。」「異議なし」「異議なしと認めます。よって議案第１７号、農用地利用集積計画については許可することに決定します。」「続いて議案第１８号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の策定に係る意見書の提出について」審議いたします。事務局より説明願います。」「議案第１８号については、川棚町長より意見の聴取があったもので、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」（いわゆる基本構想）の見直しについて、今回農業委員会の意見を聴取するもので、見直しの内容については農林水産係、係長から詳細説明をいたしますので、審議を願いします。」説明「ただいま、農林水産係の係長から説明のあった意見書について質疑を受けたいと思います。」１５分間、黙読時間有「質疑ございませんか」質疑等、特に無し「質疑がないようですので、採決に移りたいと思います。」「議案第１８号、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の策定に係る意見書の提出について」は、特に内容に対して否定的な意見もなく、内容も説明があったように、県の基本構想に併せての変更であるため、「異議ない事」で意見書を提出する事で決定します。」「以上本日の議案の審議は終了いたします。」「協議事項１番　令和３年度川棚町の農地等利用最適化推進施策に係る意見書の提出について協議します。事務局の説明お願いします。」事務局説明「意見書について１２月中に町長に提出したいと思います。」その他「以上をもちまして令和３年１１月の農業委員会総会を終了いたします。」会　長　　　　　　　議事録署名人　　　議事録署名人 |